（証拠決定された証人等の氏名等の通知）

第百七十八条の十二　裁判所は、法第二百九十九条の四第一項又は法第二百九十九条の五第二項の規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名を検察官及び弁護人に通知する。

2　裁判所は、法第二百九十九条の四第二項の規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名に代わる呼称を訴訟関係人に通知する。

第百九十六条の五の次に次の三条を加える。

（公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知・法第二百九十条の三）

第百九十六条の六　検察官及び被告人又は弁護人は、法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合において、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、証人等特定事項のうち証人等の氏名及び住所以外に公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項があるときは、裁判所及び相手方又はその弁護人にこれを告げるものとする。

（呼称の定め・法第二百九十条の三）

第百九十六条の七　裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、証人等の氏名その他の証人等特定事項に係る名称に代わる呼称を定めることができる。

（決定の告知・法第二百九十条の三）

第百九十六条の八　裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定又は同条第二項の規定により当該決定を取り消す決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。同条第一項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

2　裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定又は同条第二項の規定により当該決定を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同条第一項の申出をした者に通知しなければならない。同項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

第百九十七条の二中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第四項」に改める。

第二百九条中第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第四項の規定による書面の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

第二編第三章第三節中第二百十七条の三十八を第二百十七条の四十とし、第二百十七条の三十二から第二百十七条の三十七までを二条ずつ繰り下げ、同章第二節第三款中第二百十七条の三十一を第二百十七条の三十三とし、第二百十七条の三十を第二百十七条の三十二とする。

第二百十七条の二十九第一項及び第三項中「第三百十六条の二第二項」を「第三百十六条の二第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

第二百十七条の二十九を第二百十七条の三十一とし、第二百十七条の二十八を第二百十七条の三十とする。

第二百十七条の二十七中「第二百十七条の十八」を「第二百十七条の十九」に、「第二百十七条の十一」を「第二百十七条の十二」に、「第二百十七条の十三」を「第二百十七条の十四」に、「第二百十七条の十四」を「第二百十七条の十五」に、「同条第一項第十六号イ」を「同条第一項第十七号イ」に、「第二百十七条の十五から第二百十七条の十七」を「第二百十七条の十六から第二百十七条の十八」に、「第二百十七条の十九」を「第二百十七条の二十」に、「第二百十七条の二十一」に、「第二百十七条の二十二」を「第二百十七条の二十三」に、「第二百十七条の二十三」を「第二百十七条の二十四」に、「第二百十七条の二十四」を「第二百十七条の二十五」に、「第二百十七条の二十五」を「第二百十七条の二十六」に、「第二百十七条の二十六」を「第二百十七条の二十七」に、「第二百十七条の二十七」を「第二百十七条の二十八」とし、第二百十七条の二十五を第二百十七条の二十七とする。

第二百十七条の二十四中「第三百十六条の十五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第二百十七条の二十六とし、第二編第三章第二節第一款第三目の前に次の一条を加える。

（証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六条の二十三）

第二百十七条の二十五　第百七十八条の八から第百七十八条の十一までの規定は、検察官が法第三百十六条の二十三第二項において準用する法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置をとつた場合について準用する。この場合において、第百七十八条の九第三項中「公判期日」とあるのは「公判前整理手続期日」と読み替えるものとする。

第二百十七条の二十三を第二百十七条の二十四とし、第二百十七条の十九から第二百十七条の二十二までを一条ずつ繰り下げる。

第二百十七条の十八中「公判前整理手続に付する旨」を「法第三百十六条の二第一項」に、「第百七十八条の八」を「第百七十八条の十三」に改め、第二編第三章第二節第一款第一目中同条を第二百十七条の十九とする。

第二百十七条の十七を第二百十七条の十八とし、第二百十七条の十六を第二百十七条の十七とし、第二百十七条の十五を第二百十七条の十六とする。

第二百十七条の十四第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加え、同条を第二百十七条の十五とする。

十六　法第三百十六条の二十三第三項において準用する法第二百九十九条の五第一項の規定による裁定に関する事項

第二百十七条の十三を第二百十七条の十四とし、第二百十七条の四から第二百十七条の十二までを一条ずつ繰り下げる。

第二百十七条の三の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「公判前整理手続に付する旨」を「法第三百十六条の二第一項」に改め、「決定」の下に「及び同項の請求を却下する決定」を加える。

第二百十七条の三を第二百十七条の四とする。

第二百十七条の二の次に次の一条を加える。

（公判前整理手続に付する旨の決定等についての意見の聴取・法第三百十六条の二）

第二百十七条の三　法第三百十六条の二第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には、相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならない。

第二百二十二条の十四第一項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第四項」に改める。

第二編第四章第二節中第二百二十二条の二十を第二百二十二条の二十一とし、第二百二十二条の十四の次に次の一条を加える。

（即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の八等）

第二百二十二条の十五　即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の八第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。